

令和3年度（2021年度）
ウィズコロナにおける外国人児童生徒等への日本語指導等支援事業
（母語支援員派遣支援）実施要項

（趣旨）

第1条 この要項は、コロナ禍で困難な環境に置かれやすい外国人児童生徒等への日本語指導等の対応を充実させるために、公立小・中学校および義務教育学校に母語支援員（以下「支援員」という。）を派遣する必要がある市町教育委員会に対して、一時的に支援員を派遣するために必要な事項を定める。

（目的）

第2条 コロナ禍で困難な環境に置かれやすい外国人児童生徒等への日本語指導等の対応を充実させるために、公立小・中学校および義務教育学校へ母語支援員（以下「支援員」という。）を派遣する必要がある市町教育委員会に対して、一時的に支援員を派遣し、対象児童生徒が安心して学習したり、学校生活を送ったりすることができるよう支援する。

（支援員の職務）

第3条 支援員は、滋賀県教育委員会の指示のもと、次に掲げる業務を行う。

- （1）対象児童生徒が、学校生活を送る上で必要とする内容の通訳や翻訳等の支援。
- （2）対象児童生徒に対して、基礎的・基本的な学力を身に付けるための通訳や翻訳等の支援。
- （3）円滑な人間関係を結ぶために、翻訳等を通して保護者の理解と協力を得るための支援。
- （4）外国人児童生徒等に対する支援の課題についての把握。
- （5）その他、滋賀県教育委員会が外国人児童生徒教育の充実のために必要と認めたこと。

（派遣の対象市町）

第4条 支援員の派遣は、原則、帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業による補助を受けていない市町教育委員会を対象とする。

（派遣の基準）

第5条 支援員の派遣は、原則、第4条に該当する市町教育委員会からの申請に基づき、外国人児童生徒等の在籍数および日本語習得の状況、また申請書の内容や学校事情等を考慮して滋賀県教育委員会が予算の範囲内で決定する。

- 2 外国人児童生徒等が在籍しなくなったとき、または、母語による支援まで至らないと県教育委員会が判断した場合は、派遣を中止する。

（支援言語）

第6条 支援言語は、原則、外国人児童生徒いきいきサポート支援員事業により支援を行っている言語（中国語、タガログ語、スペイン語）以外の言語とする。

（派遣期間）

第7条 支援員の派遣は1日3時間以内月8日以内とし、派遣期間は原則1か月とする。

(経費)

第8条 支援員の派遣にかかる謝礼(時間あたり2,000円)、旅費等は、滋賀県教育委員会が予算の範囲内において支出する。

(申請手続等)

第9条 支援員の派遣を希望する市町教育委員会は、別紙様式1のウィズコロナにおける外国人児童生徒等への日本語指導等支援事業申請書(以下「申請書」という。)を作成し、県教育委員会幼小中教育課あてに提出する。

2 県教育委員会幼小中教育課は、提出された申請書を審査し、市町教育委員会に審査結果を通知する。

3 前項での審査結果が承認である場合は、県教育委員会幼小中教育課が支援員へ依頼する。

(報告等)

第10条 派遣を受ける市町教育委員会は、別紙様式2のウィズコロナにおける外国人児童生徒等への日本語指導等支援事業報告書(以下「報告書」という。)を別に定める日までに県教育委員会幼小中教育課に提出する。

2 県教育委員会幼小中教育課は、成果の普及と事業の改善に資するため、必要に応じて、本事業の実施状況について調査を行う。

(実施期日)

第11条 この要項は、令和3年(2021年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日まで実施する。

(その他の事項)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。